

○公立大学法人新見公立大学障がい学生支援に関する指針

平成28年4月1日

指針第5号

改正 令和2年4月1日指針第5号

令和2年4月1日指針第5号

本指針（ガイドライン）は、新見公立大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生に関する修学支援について定めるものとする。

1 基本原則

- 1) 本学は、在籍する障がいのある学生（以下「学生」という。）が障がいのない学生と同じ環境の下で、教育を受けること及び学生生活を送ることができるよう修学支援を行うものとする。
- 2) 学長は、本指針（ガイドライン）に定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するため必要な規程等の整備、予算措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3) 修学支援は、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」報告（第二次まとめ）が定める基準、取扱いを参考とする。なお、支援内容の判断が困難な場合には、本学におけるこれまでの個別対応事例を基に判断するものとする。
- 4) 学生に対する修学支援は、学生（及び保護者）からの支援要請に基づき行うものとする。
- 5) 具体的な修学支援は、出願時、入学時、教員と面談時に、大学（各教育課程）と学生（及び保護者）が、十分な合意形成・共通理解を図った上で決定し、大学が支援するものとする。支援内容の決定時期については、本人の障がいの程度、合意形成・共通理解が得られた時期等を勘案し、柔軟に対応するものとする。なお、原則として、成績については障がいのない学生と同一にするため「ダブル・スタンダード」の評価基準は設けない。ただし、必要に応じて、情報の伝達方法や評価方法を工夫することにより不利益が生じないようにし、同一基準で成績評価を行うことを可能とする。
- 6) 障がい学生支援に関して収集した個人情報、あらかじめ情報の主体である本人の同意を得て必要な情報を第三者に提供することができる。ただし、次の各号のいずれかの場合、同意がなくても提供できるものとする。情報を提供する範囲は必要最小限とし、当該情報については守秘義務を負うものとする。
 - (1) 情報の主体である学生の生命、身体的な安全及び財産上の安全のために緊急の必

要性が認められ、かつ、学生の同意が得られないと、公立大学法人新見公立大学個人情報保護取扱規程（平成22年規程第83号。以下「個人情報保護取扱規程」という。）

第6条第1項に定める個人情報保護管理者が認めた場合

(2) 個人情報保護取扱規程第14条に定める個人情報保護委員会が必要かつ相当の理由があると認めた場合

2 修学支援内容について

1) 前掲の基本原則の下に、学生の一人ひとりの修学支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携、協力して個別対応を行う。

2) 個別対応事例は、「障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）：障がい学生支援の個別対応事例集」に記録し保存する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日指針第5号）

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日指針第5号）

この指針は、令和2年4月1日から施行する。